

覚 書

一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下「甲」という。）と社団法人日本技術士会以下「乙」という。）、並びに社団法人日本工学教育協会（以下「丙」という。）の三者は海外における工学系人材の流動化の分野で協力する為に以下の通り覚書を締結する。

1. 当事者間の協力体制における担当領域

A. 一般社団法人日本技術者教育認定機構：

技術者教育の質の向上を使命とし、技術者教育認定事業の経験を生かした協力

B. 社団法人日本技術士会：

エンジニア資格の国際流動化に当たり、その国際登録制度の動向を踏まえた情報提供の協力

C. 社団法人日本工学教育協会：

活力に満ちた技術者教育の進展を目指し、それを調査・研究して得られた知見を通じた協力

2. 当事者間の協力の目的

海外、特に東南アジア・東アジアにおける工学系学生・教員・技術士等の人材の流動化の分野における協力を主たる目的とし、そのために以下の項目に関し協力する。

- (1) 同地区における工学系学生、教員、技術士の流動化の分野で情報を共有することとし、そのための座長を持ち回りとした会合を適宜開催する。
- (2) 共通認識を持った上で同地区での戦略を練る。
- (3) 海外での会議参加の際、事前に3団体の意向についての情報交換を行う。
- (4) 当事者間の共同戦略に基づき政府機関等への働きかけを行う。
- (5) 政府機関からの委託研究事業を受託し、機会があればODA等を使った途上国援助を行う。
- (6) 可能であれば共同でワークショップ、シンポジウム、セミナーおよび会議などを開催する。
- (7) その他当事者間での協議の結果に基づく必要な事項

3. 有効期限その他

本覚書の締結日から4年間とする。更新は当事者の全員の文書による更新意志確認によって新たに4年を更新する。当事者のいずれかから書面による覚書終了の申し出があった場合は、有効期限内であっても3ヶ月の猶予期間の後、終了する。覚書内容の見直しが提案された時は速やかに協議の上必要な修正を行う。

本覚書は日本語版を正とし、その証として本書3通を作成し、当事者各々が記名押印の上、各1通を保持する。英文覚書も3通作成し、当事者各々の代表者が署名押印の上、各1通を保持する。

平成22年 5月22日

(甲) 東京都港区芝5-26-20
建築会館6階
一般社団法人日本技術者教育認定機構
会長 木村 孟 (印)

(乙) 東京都港区虎ノ門4-1-20
田中山ビル
社団法人日本技術士会
会長 高橋 修 (印)

(丙) 東京都港区芝5-26-20
建築会館4階
社団法人日本工学教育協会
会長 小嶋 勝衛 (印)